

奈良県告示第四百二十二号

次に掲げる印は、令和三年三月三十一日限り廃止する。

- 一 昭和四十八年二月奈良県告示第六百二十一号で告示した奈良県立美術館長印
- 二 平成十二年三月奈良県告示第六百三十号で告示した奈良県北部農林振興事務所に
おいて使用する知事印

三 平成二十一年三月奈良県告示第四百七十九号で告示した奈良県森林整備課長印

四 平成二十三年三月奈良県告示第四百八十一号で告示した奈良県林業振興課長印

- 五 平成二十六年十二月奈良県告示第三百五十八号で告示した奈良県北部農林振興事
務所長印

六 令和二年三月奈良県告示第五百十五号で告示した奈良県ＩＣＴ推進課長印、奈良
県教育政策研究室長印、奈良県森と人の共生推進室長印及び奈良県インバウンド戦
略・宿泊力向上室長印

令和三年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾